

子どもが情報端末(ゲーム機・スマートフォン等)を持つことになった時、保護者として何が必要でしょうか?

子どもの成長とともに友達付き合いの道具としてゲーム機等を与えたり、防犯目的や連絡手段としてスマートフォン等を持たせたりする状況が出てきます。

保護者ができる情報端末と付き合いのための3つのポイント

- 1 インターネットの利用は、子どもの成長にともなって変わっていきます。保護者は、有害情報等を認識し子どもに適切に利用させましょう。
- 2 子どもと一緒に家庭での使用のルール作りをしましょう。(例：必ず宿題を終えてから使用する。など)
- 3 フィルタリング(有害サイトアクセス制限サービス)やペアレンタルコントロール(視聴年齢制限)を情報端末に設定しましょう。以下のリーフレットも参考にしてください。(PTAでも取組をすすめています。)

京都府PTA協議会作成リーフレット
<http://www.kyoto-pref-pta.jp/activity/img/familyrule.pdf>

学校教育課フィルタリング啓発リーフレット
http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?page_id=101

ゲーム機でインターネットができることをご存知ですか?

ゲーム機を介したインターネット関連のトラブルを防ぐことが大切だと思います。子どもにゲーム機やスマートフォン等を利用させる前に様々な危険性があることを含め、子どもとよく話し合ってはどうか。

考えて欲しいこと

- ①ゲーム依存・ネット依存
- ②クリック詐欺
- ③中傷・悪口
- ④動画・画像の投稿
- ⑤個人情報の流出

子どもと豊かなコミュニケーションを

今日、インターネットを利用したSNS*(ソーシャルネットワーキングサービス)でのトラブルは、コミュニケーション能力の不足が要因の一つと言われています。コミュニケーション能力の基本を培うには、家庭での会話が大切ではないでしょうか。

*インターネット上で同じ趣味を持つ人同士で集まって情報交換したり、特定の相手にメッセージを送ったりすることができる。

相談先

京都府家庭支援センター

相談内容 少年非行、ひきこもり、児童虐待、配偶者からの暴力(DV)、知的・身体障害など様々な悩みごと

相談方法 下記の相談機関で、電話や面接による相談ができます。

京都府家庭支援総合センター

総合相談 075-531-9600 DV相談専用電話 075-531-9910

子ども虐待専用電話 075-531-9900 ひきこもり相談・チーム絆専用電話 075-531-5255

ひきこもりインターネット相談 <http://www.kyoto-hikikomori-net.jp/>

京都府南部家庭支援センター(宇治児童相談所)

総合相談 0774-44-3340 DV相談専用電話 0774-43-9911

宇治児童相談所京田辺支所 0774-68-5520

京都府北部家庭支援センター(福知山児童相談所)

総合相談 0773-22-3623 DV相談専用電話 0773-22-9911

京都府総合教育センター・京都府総合教育センター北部研修所

相談内容 不登校やいじめなど学校教育に関すること、発達に関すること、子育て・しつけなど家庭教育に関すること

相談方法 24時間電話教育相談 ふれあい・すこやかテレフォン

075-612-3268または3301 0773-43-0390

メール教育相談(携帯電話の場合、受信拒否設定を解除してください)

<http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm>

あるいは、で検索してください。



来所教育相談

京都府総合教育センターまたは京都府総合教育センター北部研修所まで直接来所いただいて相談ができます。くわしいことは電話でお問い合わせください。(ふれあい・すこやかテレフォンへ)

巡回教育相談

お住まいの近くの教育局などにカウンセラーが出向きます。月に1~2回、決まった曜日・時間の相談となります。くわしいことは電話でお問い合わせください。(ふれあい・すこやかテレフォンへ)

体罰専用相談電話

開設時間 毎週水曜日11:30~18:30 075-612-5013

京都府精神保健福祉総合センター

相談内容 こころの健康に関すること

相談方法 下記の相談窓口で、電話や面接による相談ができます。

こころの健康相談電話

京都市内を除く京都府域にお住まいの方 075-645-5155(月~金 祝日・年末年始除く 9時~12時、13時~16時)

*京都市内にお住まいの方は 京都市こころの健康増進センターへ 075-314-0874(月~金 祝日・年末年始除く 9時~12時、13時~16時)

少年サポートセンター(京都府警察本部少年課)

相談内容 非行問題や犯罪被害等に関すること

相談方法 電話相談 ヤングテレホン

075-551-7500(24時間受付)

メール相談

パソコンから <http://www.pref.kyoto.jp/fukei/>

携帯から <http://www.kyotofukei-syonen.jp/i>

京都府教育庁指導部社会教育課 TEL.075-414-5887 平成28年3月発行

この資料は京都府家庭教育支援協議会のご協力で作成しました。

家庭教育資料

親の学び

一人で悩まないで

小学校低学年用



京都府教育委員会では、子育て中の保護者のみなさまを支援する取組として家庭教育資料を作成しています。みんなが迷ったり、困ったりしながら子育てをしています。みんなで子育てについて考える「きっかけ」としてこの資料を活用していただけたらと考えています。

京都府教育委員会

小学校低学年の特徴

このページでは、小学校低学年の特徴について説明しています。子育てを行う際のヒントにしてください。



1 幼稚園・保育園(所)までの体験

幼稚園や保育園(所)では、幼児の心身の調和のとれた発達の基礎を培うために「遊び」を通じた体験が大切にされています。

2 小学校1年生の学び

小学1年生になると教科の学習が始まり、授業では、45分間みんなそろって学習をします。1年生の学習はどの教科もすべて、不思議体験・感動体験の積み重ねです。その不思議や感動の中から物事のしくみや成り立ちなどの基礎を発達の段階に応じて学習していきます。

3 子どもの心に寄り添って

小学校低学年の段階は、幼児期から児童期へ一歩あゆみ出そうとする時期です。家庭では話しやすい雰囲気子どもを包み込んであげることが大切ではないでしょうか。そのような環境が学力の素地となり、子どもの健やかな成長につながるでしょう。



発達上の特性

身体的・運動的な機能の発達に伴い活動の範囲が広がるが、言葉と認識の力も高まり、ある程度時間と空間を超えた見通しが持てるようになる。(自然等への関心も増す。)

幼児期の自己中心性も残っているが、他人の立場を認めたり、理解したりする能力も徐々に発達してくる。学校等での生活経験を通じ、集団の一員との意識をもつようになり、子どもたち同士でも役割を分担して行動したりするようになる。

【引用・参考文献：各発達段階における子どもの成育をめぐる課題等について(参考メモ) [改訂] (文部科学省)】